

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第10号**

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表第1の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(条例別表第1の規則で定める職)</p> <p>第2条 条例別表第1の2の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）第4条第8号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。</p> <p>2 条例別表第1の4の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第5条第1号に掲げる職員が従事する職（看護業務に従事する職員の職に限る。）と同種の職とする。</p> <p>3 条例別表第1の5の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種</th> <th style="width: 15%;">基礎とする給料表</th> <th style="width: 10%;">学歴 免許 等</th> <th style="width: 10%;">基礎 号給</th> <th style="width: 10%;">上限 号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2 条第1</td> <td>栄養士 条例別表第3 医療 職給料表イ 医療職</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給	1 第2 条第1	栄養士 条例別表第3 医療 職給料表イ 医療職	略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(条例別表の規則で定める職)</p> <p>第2条 条例別表の2の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）第4条第8号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。</p> <p>2 条例別表の4の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第5条第1号に掲げる職員が従事する職（看護業務に従事する職員の職に限る。）と同種の職とする。</p> <p>3 条例別表の5の項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種</th> <th style="width: 15%;">基礎とする給料表</th> <th style="width: 10%;">学歴 免許 等</th> <th style="width: 10%;">基礎 号給</th> <th style="width: 10%;">上限 号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2 条第1</td> <td>栄養士 職員の給与に関する 条例（昭和26年</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給	1 第2 条第1	栄養士 職員の給与に関する 条例（昭和26年	略		
職種	基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給																	
1 第2 条第1	栄養士 条例別表第3 医療 職給料表イ 医療職	略																			
職種	基礎とする給料表	学歴 免許 等	基礎 号給	上限 号給																	
1 第2 条第1	栄養士 職員の給与に関する 条例（昭和26年	略																			

項の職		給料表(二)	
2 第2条第2項の職	看護師	条例別表第3医療職給料表ウ医療職給料表(三)	略
3 第2条第3項の職	1 教育公務員としての職務から得た高度な知識、技能若しくは経験を活用して行う教育相談業務その他その職責がこれに準ずると任命権者が認める職	条例別表第2行政職給料表	略
	2 第2条第3項各号に掲げる職(1に掲げる職を除く。)		
4 条例別表第1の6の項の職	1 一般事務、司書業務その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職	条例別表第2行政職給料表	略
	2 庁舎の管理、農場等の管理その他その職責がこれらに		

項の職		香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)別表第4医療職給料表イ医療職給料表(二)	
2 第2条第2項の職	看護師	給与条例別表第4医療職給料表ウ医療職給料表(三)	略
3 第2条第3項の職	1 教育公務員としての職務から得た高度な知識、技能若しくは経験を活用して行う教育相談業務その他その職責がこれに準ずると任命権者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表	略
	2 第2条第3項各号に掲げる職(1に掲げる職を除く。)		
4 条例別表の6の項の職	1 一般事務、司書業務その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表	略
	2 庁舎の管理、農場等の管理その他その職責がこれらに		

	準ずると任命 権者が認める 職				準ずると任命 権者が認める 職		
	3 1に掲げる 職の補助				3 1に掲げる 職の補助		
	4 2に掲げる 職の補助その 他その職責が これに準ずる と任命権者が 認める職				4 2に掲げる 職の補助その 他その職責が これに準ずる と任命権者が 認める職		
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、令和6年12月26日から施行し、改正後の会計年度任用職員の給料に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。